

行政回収に代わる集団資源回収事業に関する覚書【記入例】

集団資源回収事業実施団体 ひばり自治会 (以下「甲」という。) と
集団資源回収事業取扱業者 けやきリサイクル株式会社 (以下「乙」という。) とは、
所沢市 (以下「丙」という。) が定める手続きによる行政回収に代わる集団資源回収事業
の実施に関し、次のとおり覚書を交換する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる資源 (以下「資源物」という) を、資源再利用の促進、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的に、集団資源回収事業に参加する。

(甲の責務)

第2条 甲は、集団資源回収事業の目的を達成するため、地域住民の合意形成を図るとともに集団資源回収の周知・啓発を行い、乙と協力し資源物の回収を推進する。

(丙の義務)

第3条 丙は、所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱に基づき、甲に報償金を交付する。

(契約等)

第4条 甲及び乙は、行政回収に代わる集団資源回収事業を実施する場合、回収漏れ等による集積所の散乱を防止するため、責任の所在等を明記した別添契約書を締結し、その写しを丙に提出する。

(回収日)

第5条 甲及び乙は、丙の定める「家庭の資源とごみの分け方・出し方」に示される収集日程表の「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」の回収日に回収を行うものとし、年末年始の代替日として振替収集する日を含め、協力して回収を行うものとする。

(回収開始日)

第6条 行政回収に代わる集団資源回収は **日付は鉛筆書き** より開始する。

以上のとおり覚書を交換した証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙は記名押印のうえ、それぞれその1通を所持する。

令和 **日付は鉛筆書き** 日

甲 **ひばり自治会** **所沢市並木9-9-9**

会長 **資源 太郎**



乙 **けやきリサイクル株式会社**

所沢市小手指町8-8-8

代表取締役 **推進 花子**



丙 所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市長 ◆ ◆ ◆ ◆

甲と乙に記入・押印した状態で、資源循環推進課までご提出ください。

行政回収に代わる集団資源回収業務契約書【記入例】

集団資源回収事業実施団体 ひばり自治会 (以下「甲」という。) と、
集団資源回収事業取扱業者 けやきリサイクル株式会社 (以下「乙」という。) と
は、集団資源回収業務に関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 甲と乙は、資源再利用の促進、ごみの減量及び生活環境の保全を図るため、甲の管轄内で発生する再利用可能な資源物の集団資源回収事業を実施する。
- 2 乙は、別表1の集団資源回収契約業務を誠実に履行するものとする。
- 3 乙は、この契約によって生ずる権利、義務を他の業者に譲渡することはできない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。
- 4 甲は、必要と認めた場合、乙に対し業務の処理状況を調査し、報告を求めることができる。
- 5 甲及び乙は、必要に応じ業務内容の変更をすることができる。ただし、変更する場合は甲、乙協議し書面をもって定める。この場合、甲は、丙(所沢市)に定めた書面を提出する。
- 6 業務を処理する過程において発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)及びその経費は、乙が負担する。
- 7 乙は、業務処理事項を月毎に締め切り、甲に実績報告書と計量票を提出することとする。
- 8 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を「覚書」と同じ日にする必要は、え、それぞれその1通を所持する。

任意の日付をご記入ください。


「覚書」と同じ日にする必要はありません。

令和 ○年 △月 ×日

甲 **ひばり自治会** 所沢市並木9-9-9
会長 **資源 太郎** 

契約書は、団体と回収業者の
2者間契約です。

原本はそれぞれで保管し、資源
循環推進課にはコピーを
ご提出ください。

乙 **けやきリサイクル株式会社**
所沢市小手指町8-8-8
代表取締役 **推進 花子** 

※別表1も忘れずにご記入ください。

※契約書に付随する書類です

別表1

集団資源回収契約業務

- 1 乙は、甲と契約した業者であることが住民等に対して分かるよう、腕章、幟旗などを用い、回収車に明示すること。
- 2 回収品目は、下記のとおりとする。
- 3 乙は、所沢市の定める「家庭の資源とごみの分け方・出し方」に示される収集日程表の「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」の日程に回収を行い、年末年始の代替日として振替収集する日も含め、確実に回収を実施するものとする。
その他に、乙の定める下記の指定日に回収を実施するものとする。
- 4 回収にあたっては、取り残しが無いよう細心の注意を払って回収するとともに、住民に迷惑をかけないよう作業することとする。
- 5 作業時間は、午前 **8**時から **12**時までとし、なるべく午前中をもって終了すること。

記

作業完了の時間は、協議により決定してください。

<p>回収品目 (番号に○をつけてください)</p>	<p>①. 新聞 ②. 雑誌・雑がみ ③. 段ボール 4. 古着・古布 ⑤. アルミ缶 6. スチール缶 7. 紙パック 8. 生きびん</p>
<p>回収日 (あてはまる番号に○をつけ、記入してください)</p>	<p>①. 「収集日程表」による「新」の回収日 ②. 上記以外の乙の指定する日 第 1 日 曜日 (例: 第2土曜日)</p>

1には必ず○をつけてください。
土日など、月1回の収集日以外に回収を実施する場合は、2もご記入ください。